

Title	十四世紀初頭におけるフィレンツェ司教区内一聖職禄を巡る争いについて : Pieve di Santa Maria Impruneta
Sub Title	Controversie su un beneficio della diocesi fiorentina all' inizio del '300 : Pieve di Santa Maria Impruneta
Author	三森, のぞみ(Mitsumori, Nozomi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.3 (1997. 3) ,p.93(413)- 112(432)
JaLC DOI	
Abstract	Come e ben noto, il Papato avignonese sviluppò enormemente la centralizzazione del sistema amministrativo della Chiesa, e ciò si verificò soprattutto nel campo della collazione dei benefici. Le provviste apostoliche aumentavano sempre di più grazie all'uso dei vari privilegi, come riserva, aspettativa, commendà e così via. Ma questa politica papale suscitò forti avversioni e confusioni nelle chiese locali, alle quali competevano le elezioni ordinarie. Proprio in quest'ambito, anche nella diocesi di Firenze succedettero conflitti nei riguardi di un ricco beneficio del pivano di Santa Maria Impruneta durante il pontificato di Giovanni XXII. Per difendere il diritto del beneficio, il capitolo e la famiglia Buondelmonti, la quale possedeva il giuspatronato della chiesa, dovettero combattere lunghe e dure lotte processuali, prima contro Federico Bardi, allora canonico fiorentino, poi contro il cardinale Giovanni Caetani Orsini, legato pontificio. In fine, la seconda contesa indusse il legato a scagliare l'interdetto sulla città di Firenze nel maggio del 1331, il quale sarebbe durato ben 19 mesi. Qui il Comune fiorentino dovette intervenire e prendere misure in qualche modo per farselo revocare. I corsi delle controversie vengono rintracciati tramite diversi documenti notarili conservati nel fondo Diplomatico(Dono Rinuccini) dell'Archivio di Stato di Firenze. La ricostruzione della vicenda e l'esame delle posizioni d'interessi diversi della chiesa locale (il capitolo d'Impruneta e i Buondelmonti), del Papato e del Comune ci offrono un'immagine concreta per comprendere interessanti ma intrecciati rapporti fra l'ordine ecclesiastico e quello civile in quel periodo.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970300-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十四世紀初頭におけるフィレンツェ司教区内一聖職禄を巡る争いについて

—Pieve di Santa Maria Impruneta—

三森のぞみ

一 はじめに

約七十年間に亙るアヴィニヨン滞在中に教皇庁が教会制度の中央集権化を著しく発展させたということはよく知られている。代々の教皇達は聖職禄授受システムの統括にとりわけ力を注いだが、それは教会全体の組織化の一環であつたとともに、組織化自体に必要な費用を賄う収入ルートの確保を意図するものであつた。教皇庁がこうした集権化路線を本格的に歩み始めたのは、一三一六年にクレメンス五世の跡を継いでアヴィニヨンにおける二代目の教皇となつたヨハンネス二十二世の時代である。諸々の特権の行使によつて地方教会における通常の聖職選出過程が無効化され、教皇が直接に聖職任命を行う例が増大した。権限を侵された地方教会側には大きな混乱

と反発が沸き起こつた。⁽¹⁾

この時期フィレンツェ司教区内においても、教皇の集権化政策の影響を受けてある教会の主任司祭禄を巡り、争いが生じている。この争いは最終的にフィレンツェの都市全体を巻き込み、コムーネ政府の関与することとなつた。紛争自体はフィレンツェ史の数多いエピソードの一つに過ぎないともいえるが、当時の地元教会勢力、教皇、コムーネ三者間の聖俗に跨る諸関係の在り方を具体的に眺めるのに好適な例ではないかと思う。背景にはイタリア半島の政治情勢も窺うことができる。以下では対象となつた教会と教会に伝統特権を有する地元有力家に関し若干の説明を割いたうえで、争いの経過を辿りながら、地元教会勢力、教皇、そしてコムーネ各々の立場について一考を試みることにする。

(1) アヴィニョン教皇庁時代の概観は、Guillaume MOL-LAT, *Les Papes d'Avignon* (1305-1378), 9^e éd., Paris, 1949 (一九六五年に第十版が観光されているが参照できなかつた); Bernard GUILLEMAN, *La Cour pontificale d'Avignon* (1309-1376), *Etude d'une société*, Paris, 1962. 邦語では、樺山紘一『パリとアヴィニョン—西洋中世の知と政治—』(人文書院・一九九〇年)。研究史としては、Augusto VASINA, "Il periodo avignonese nella storiografia degli ultimi decenni", in *Aspetti Culturali della società italiana nel periodo del papato avignonese*, Atti del XIX Convegno storico internazionale del Centro di studi sulla spiritualità medievale (Todi, 15-18 ottobre 1978), Todi, 1981, pp. 9-48. 教皇ヨハネス二十一世時代については、Giovanni TABACCO, *La casa di Francia nell'azione politica di papa Giovanni XXII*, Roma, 1953 (Istituto Storico Italiano per il Medio Evo. «Studi storici» 1-4) など。

二 ブォンデルモンティ家とサンタ・マリア・インプルネータ教会

トスカーナ地方の地図を眺めると、フィレンツェの南約十キロ、アルノ川の支流であるグレーヴェ川によって西と南を、エマ川によって北と東を囲まれた丘陵地帯の中心よりやや下方に、インプルネータ Impruneta という地名を見つけることができる。この名は pineta (松林)

に由来し、史料には In Pineta, In Pianeta などとも記されている。インプルネータは帝政期に建設された新カッシア街道に沿っていたため早くから土地が開けていた。都市近郊の利点を生かし、小麦、オリブ、ワインなどの農産物の商品生産が進み、また陶器の製造でもよく知られた。中世フィレンツェの主要な周辺農村集落の一つであつたといえる。⁽¹⁾

このインプルネータ一帯を支配していたのはブォンデルモンティ Buondelmonti 家という地元の領主一族であつた。⁽²⁾ 元々彼らの所領はアルノ川の他の支流エルザ川やペーザ川の流域各地にも及んでいたが、十四世紀フィレンツェの著名な年代記作者ジョヴァンニ・ヴィッラーニに拠れば、一二三五年に同家の根拠地で家名の由来となつたモンテブォーニ Montebuoni (インプルネータの北西約3キロ)の城をフィレンツェのムーネによって破壊され、フィレンツェ市内への居住を義務付けられることになつた。⁽³⁾ コムーネが周辺地域への勢力の伸張を開始した最初期の出来事である。フィレンツェ史上ブォンデルモンティ家の名を最も有名にしたのは、同家の若者が主役を演じた一二一六年の伝説的な流血事件であろう。それは、ブォンデルモンテ・ブォンデルモンティがアミ

デイ家の娘と結婚の約束を交していたにもかかわらず、ドナーティ家の娘と結婚することにしたため、侮辱を受けたと考えたアミデイ家一党がブオンデルモンテを殺害してしまい、この両家の対立がそのままフィレンツェにおけるグェルフ対ギベリンの長い抗争の発端となったというものである。⁽⁴⁾ 実際にはこの事件は既にあった両派の敵対関係の一挿話にすぎないとされているが、ブオンデルモンティ家がフィレンツェにおけるグェルフ黒派の領袖として十三世紀の熾烈な党派争いの中心に存在していたことは間違いない。ポポロ勢力の台頭後、このような旧支配層をマニヤーティ *magiati* (主に都市貴族及び周辺土地領主層の家々だが、中には大商人の家も含まれていた) と呼びコムーネの公職への就任を禁じた「正義の規定」が一二九三年に制定されると、ブオンデルモンティ家もマニヤーティとみなされ、コムーネ行政の中枢から原則として排除された。しかし、マニヤーティも軍事及び外交分野での活動は認められていたので、十三世紀末から十四世紀初頭において、ブオンデルモンティ家の騎士達はフィレンツェ軍の主要な戦闘に参加しており、また中には外交使節として各地へ派遣される者もいた。⁽⁵⁾

このように都市内に一定の地歩を固めながらも、ブオ

ンデルモンティ家は自らの出身地域の支配権を手放したわけではなかった。フィレンツェ移住後の十三世紀末においても同家はインブルネータの主要な土地所有者だったのである。⁽⁶⁾ しかし、インブルネータ最大の土地所有者はサンタ・マリア・インブルネータ教会であった。十三世紀末から十四世紀初頭の十分の一税課税記録ではフィレンツェ司教座教会に次ぐ課税評価を受けており、この教会が司教区の中でも有数の富を誇っていたことが推察される。⁽⁷⁾

現在もインブルネータの中心広場に建つ教会の歴史は古く、一〇六〇年一月三日に教皇ニコラウス二世の使節ウンベルト・ディ・シルヴァ・カンディダ枢機卿によって聖別が行われたという記録があるものの、その起源は中世初期にまで遡ることができる。⁽⁸⁾ さて、このサンタ・マリア・インブルネータ教会はピエーヴェ *pieve* の教会であった。ピエーヴェはラテン語 *pieve* から生じたもので、中世初期に主に北、中部イタリアで普及した古い教区単位である。ピエーヴェの領域は一般にかなり広く、例えばインブルネータの場合、現在のインブルネータのコムーネ行政区域とほぼ重なる約五十キロメートル平方の面積に及んでいたと考えられている。ピエーヴェ教会は

人口増加によつてその領域内に新たに建てられた小教会を従属教会として支配し、洗礼権や十分の一税徴収権を独占した。しかし、十二、十三世紀における集落の發達に伴い住民に支えられた小教会が次第にピエーヴェ教会から諸權利を獲得し始めると、十四世紀以降ピエーヴェ教会の孤立化が進み、中には放棄されるものもあつた。⁽⁹⁾

インプルネータに関しては、このような危機は回避されたようである。一一五六年十一月三十日の教皇ハドリヌス四世の教書は一世紀前のニコラウス二世の教書が保証したサンタ・マリア・インプルネータ教会の特権を再認したもののだが、それに拠ると同教会は従属教会の財産と諸權利を有し、主任司祭は司教に代わつてこれら従属教会の主任司祭の任命を行うことができた。この特権は一二九一年九月十日のニコラウス四世の教書によつて再度確認され、その後も長く維持された。⁽¹⁰⁾ ハドリヌス四世の教書には二十一の従属教会が挙げられているが、これらピエーヴェ内の従属教会に加えて、フィレンツェ市内アルノ川南岸のサンタ・マリア・イン・ソプラ・アルノ教会もインプルネータのピエーヴェ教会に従属して⁽¹¹⁾いた。

ブオンデルモンティ家はこのように富裕で広範な特権

を持つサンタ・マリア・インプルネータ教会の創立者といわれ、教会に属する諸特権の総体、いわゆる庇護権 *ius patronatus* を一族共同で有していた。⁽¹²⁾ この庇護権の中核を成すのが聖職推挙権、つまり当該教会の司祭職に任意の聖職者を推挙する權利である。⁽¹³⁾ 推挙権が伝統特権として尊重された時代において、これは事実上の聖職任命権であつた。一般にピエーヴェ教会がそうであつたように、サンタ・マリア・インプルネータ教会も参事会によつて管理されていたので、参事会が主任司祭の選出を行つた後、被選出者をフィレンツェ司教へ推挙し、最終的に司教が任命を承認をした。しかし、選出そのものは常に庇護権を持つブオンデルモンティ家の同意の下に行われていた。⁽¹⁴⁾ 従属教会については、同家が庇護権を得ていたのはそのごく一部だが、ピエーヴェ教会が従属教会に対し前述の特権を保持していたために、実質的には従属教会全ての主任司祭任命権を持っていたに等しかった。このブオンデルモンティ家の伝統特権を侵して十四世紀初頭にインプルネータの主任司祭禄へ外部からの介入が生じたのであつた。

アヴィニヨン時代の教皇が通常の聖職選出過程を無視して直接の任命を頻繁に行うようになったことは冒頭で

触れた。その結果、聖職禄の取得を希望する者が有利な縁故を求めてアヴィニヨンへと大挙して押し寄せることになったが、当然のことながら教皇庁と元々密接な繋がりを持っていた者達はより多くの恩恵を受けることができた。遠隔地との大規模な商取引を行い金融業を手広く営んでいたフィレンツェのペルツツイ家、バルディ家などはアヴィニヨン教皇庁においても同様な活動を行っていたが、そのために教皇から図られた様々な便宜の一部として、教皇特権の行使による一族出身の聖職者達への優先的な聖職禄の授与も含まれていたのである。⁽¹⁵⁾

このような事例の一つとして一三一九年十月十一日、教皇ヨハネス二十二世はフィレンツェ司教座聖堂参事会士フェデリーコ・バルディにフィレンツェの都市及び司教区内の聖職禄に対する見込特許 *expectativa, expectativae gratiae* を認めた。⁽¹⁶⁾ 見込特許とは、教皇が直接に聖職任命を行う際に専ら利用した諸特権の一つで、この権限により、任意の聖職者に対し未だ空位となっていない聖職禄の将来における授与を約束することができた。⁽¹⁷⁾ 従って、フィレンツェの都市及び司教区内で何れかの聖職禄が空位となった場合、その禄をフェデリーコが希望すれば、通常の聖職選出過程と関わりなく彼に与えられ

る運びとなったのである。ブォンデルモンティ家には劣るものの、バルディ家もインプルネータに多くの土地を持ち、ピエーヴェ従属教会の一つサン・クリストフォ・ア・ストラダ教会の庇護権も有していた。⁽¹⁸⁾ また、フィレンツェ市内のバルディ家の地盤は、インプルネータの従属教会として先に挙げたサンタ・マリア・ソプラ・アルノ教会（庇護権はブォンデルモンティ家）の周辺であつた。こうした地縁に絡んでか、フェデリーコがサンタ・マリア・インプルネータ教会主任司祭禄へ関心を示したために、ブォンデルモンティ家との間で争いが生じ、その争いがまた新たな争いの種となったのである。

フィレンツェ国立文書館 *Archivio di Stato di Firenze* の公証人証書文庫 *Diplomatico* 中にはブォンデルモンティ家が所蔵していた多量の証書群が存在し、インプルネータの主任司祭禄を巡る争いに関するものも相当数見出し出せる。⁽¹⁹⁾ 主に参事会士達の訴状だが、これらの証書を利用して争いの経過を辿ってみることにする。⁽²⁰⁾

フェデリーコ・バルディが教皇から見込特許を得た時点でインプルネータの主任司祭を務めていたリニエーリは一二三二年一月頃死去したらしい。⁽²¹⁾ 参事会は伝統に則り、庇護権を持つブォンデルモンティ家の同意の下に同

参事会士の一人ベーネ⁽²²⁾を後継者として選出したが、これに対しフェデリーコは教皇の許可を楯に主任司祭職の権利を主張した。両者相互に譲らなかつたため、双方代理人を立てての長い訴訟合戦が開始されることになった。

二月にブオンデルモンティ側はフェデリーコ・バルディの様々な不当を訴えているが、その中にはフェデリーコの兄弟フィリップが剣を抜いてブオンデルモンティ家の者を襲つたという両家間の過去の暴力沙汰も挙げられている。⁽²³⁾比較的新興の商人家バルディと古い土地領主一族のブオンデルモンティという家同士の勢力争いが、インプルネータの聖職禄を巡って展開される格好となつたのである。

三月、フィレンツェ市内のサン・ヤコポ・ソプラ・アルノ教会主任司祭で教皇から見込特許の執行人に任じられていたヤコポ・フレスコバルディによつて裁判が開かれた。⁽²⁴⁾ヤコポはバルディ側に与したらしく、ベーネ達を排除しフェデリーコがサンタ・マリア・インプルネータ教会へ入るのを助けるための世俗権力の協力を拒否した当時のフィレンツェのポデスタ、ブレシア人ウベルティーノ・デ・サリスを六月十日に破門に処している。⁽²⁵⁾更に翌一三三三年一月には裁判の舞台が教皇庁へと移つ

ているものの、インプルネータ側はブオンデルモンティ家の庇護権に基づいたベーネの選出の正統性を、一方バルディ側は教皇の見込特許の有効性を主張したまま、裁判は膠着状態に陥つたようであつた。⁽²⁶⁾

一三二五年九月にアルトパツシヨの戦いで近隣都市ルツカの僭主カストルツチョ・カストラカーニに敗北し窮地に立つたフィレンツェは、保護を求めてナポリ王ロベルトの息子カラブリア公カルロに同市のシニョーレへの就任を要請した。このカルロのシニョリーア期間中にあたる一三二六年九月八日、ブオンデルモンティとバルディ両家の和が取りまとめられたという記述が、カラブリア公カルロの政務記録に残っている。⁽²⁷⁾不和の原因であつた筈のインプルネータの主任司祭禄について何らかの合意が得られたのだろうか。しかし、翌一三二七年五月十六日付でブオンデルモンティ家側がチッタ・ディ・カステッロ司教ウゴリーノへ訴えを出しているところをみると、両家の間には未だに明確な決着が付いていなかったと思われるのである。⁽²⁸⁾

(1) インプルネータの集落については、David HERLIHY, "Santa Maria Impruneta: A Rural Commune in the Late

Middle Ages in Politics and Society in Renaissance Florence", in *Florentine Studies*, ed. N. RUBINSTEIN, London, 1968, pp.242-276 ; Giuliano PINTO, "L'impruneta e Firenze : contadini e proprietari, assetto delle colture e consumi (secoli XIII-XV)", in AAVV, *Impruneta: una pieve, un paese. Cultura parrocchia e società nella campagna toscana*, Firenze 1983, pp.1-31.

- (2) トキハチルギンチヤ家ゴウツツダ' Pompeo LITTA, *Famiglie celebri italiane*, Milano-Torino, 1819-1883, sub voce "Buondelmonti", 12tavv.; Roberto BIZZOCCHI, "La dissoluzione di un clan familiare : i Buondelmonti di Firenze nei secoli XV e XVI", in 《Archivio Storico Italiano》, 140 (1982), pp.3-45; George DAMERON, *Episcopal Power and Florentine Society 1000-1320*, Cambridge (Mass.), 1991, *passim*; Carol LANSING, *The Florentine Magnates. Lineage and Faction in a Medieval Commune*, Princeton, 1991, *passim*.

- (3) Giovanni VILLANI, *Nuova Cronica*. Edizione critica a cura di Giuseppe Porta, vol.1, Parma, 1990, pp.221-222 (Libro V, cap. XXXV). トキハチルギンチヤ家ゴウツツダ' 通行税を取つた。

- (4) ダンテの「神曲」天国篇第十六歌でカッチャグイダがハの出来事を嘆くところ。コンペーニヤヴァンチーニの年代記を参照。Dino COMPAGNI, *Cronica*. Introduzione e note di Gino Luzzato, Torino, 1978, pp.7-8 (Libro I, cap. II); G. VILLANI, *Nuova Cronica*, vol.1, pp.267-269 (Libro

VI, cap. XXXVIII).

- (5) トキハチルギンチヤ家の主税メンベーの古記情報は *Dizionario Biografico degli Italiani*, Roma, vol.15 (1972), pp.190-230 の各人の項を参照。

- (6) D. HERLHY, "Santa Maria Impruneta...", p.257.

- (7) *Rationes Decimarum Italiae nei secoli XIII e XIV*. Tuscia, Città del Vaticano, I: La Decima degli anni 1274-1280, a cura di Pietro Guidi, 1932, "Firenze", pp.3-29 ; II: Le Decime degli anni 1295-1304, a cura di Martino Giusti e Pietro Guidi, 1942, "Firenze", pp.11-44.

- (8) カンタ・ブロンハ・ヤンブルネータ教会に關する基本文書は Giovambatista CASOTTI, *Memorie storiche della miracolosa immagine di Maria Vergine dell'Impruneta*, Firenze, 1714.

- (9) ヤンブルネータのジヤーヤゴウツツダ CASOTTI の他ゴウ Andrea DUE, "Delimitazioni territoriali del Piviere di Santa Maria dell'Impruneta", in AAVV, *L'impruneta: una pieve, un santuario, un comune rurale*, Firenze 1988, pp.89-94. ジヤーヤゴウ一般ゴウツツダ' Cinzio VIOLANTE, "Sistemi organizzativi della cura d'anime in Italia tra Medioevo e Rinascimento. Discorso introduttivo", in *Pievi e parrocchie in Italia nel Basso Medioevo*(sec. XIII-XV). *Atti del VI Convegno di Storia della Chiesa in Italia*(Firenze, 21-25 sett. 1981), Roma, 1984, pp.3-41.

- (10) G. CASOTTI, *Memorie storiche...*, parte I, p.57 ; parte II, pp.54-56, 57-59, 124-126. トリエント公會議の決定

事項の適用を受けて一五七三年、サンタ・マリア・インブルネータ教会主任司祭が任命できるのは司牧権を持たない従属教会の主任司祭のみに制限された。

- (11) 十二世紀後半に当時のフィレンツェ司教ジュリオが地域住民の便宜を図るため、サンタ・マリア・インブルネータ教会主任司祭ピエトロにこの教会の建設を命じた。G. CASOTTI, *Memorie storiche...*, parte I, p.61; parte II, p.133.

- (12) Roberto BIZZOCHI, "Patronato dei Buondelmonti sulla pieve dell'Impruneta", in *L'impruneta...*, pp.128-134.当初ブォンデルモンティ家は同家から派生したスコラーリ Scolari 家と共同で教会の庇護権を所有していたが、スコラーリ家はギベリン派であったためか後に除外された。

- (13) E. MAGNIN, "Bénéfices : droit commun d'après le code", in *Dictionnaire de Droit Canonique*, ed. R. NAZ, Paris, tom. 2 (1937), V. Du droit de patronage, coll. 692-703.

- (14) 例えば、一二九八年四月十三日ブォンデルモンティ家の同意の下にインブルネータの参事会は主任司祭職ヘラヌッチォなる者を選出し、同十八日フィレンツェ司教が推挙されたラヌッチォの任命を承認している。Archivio di Stato di Firenze (以下 ASF), *Diplomatica, Dono Rinnucini*, 12 aprile 1298; 18 aprile 1298. G. CASOTTI, *Memorie storiche...*, parte II, pp.135-144.

- (15) Robert DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, 8 voll., Firenze, 1956-1968 (titolo originale : *Geschichte von Florenz*, Ber-

lin, 1896-1927), vol.6, pp.588-594.

- (16) Guillaume MOLLAT, *Jean XXII (1316-1334). Lettres communes, analyses d'après les registres dits d'Avignon e du Vatican*, Paris, 1904-1947, n. 10469. 上の見込特許は ASF, *Diplomatico, Dono Rinnucini*, 7 gennaio 1323 に再録されている。フェデリーコは有能な教会法学者であったらしいが、彼がイタリアのみならず、ランカスター、ヨーク、エクス・アン・プロヴァンスなどの聖職禄を次々に得たのは、明らかにバルディ家が各地で行った商業、金融活動の結果によるものである。R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.6, p.592.

- (17) Guillaume MOLLAT, *Lettres communes de Jean XXII (1326-1334). Introduction: La collation des bénéfices ecclésiastiques à l'époque des papes d'Avignon (1305-1378)*, Paris, 1921, pp.31-34; IDEM, "Expectatives", in *Dictionnaire de Droit canonique*, tom.5 (1953), coll.678-690.

- (18) D. HERLIHY, "Santa Maria Impruneta...", p.257.

- (19) ASF, *Diplomatico, Dono Rinnucini*. 一一五六年から一六九五年までのブォンデルモンティ家に関する五百八十に及ぶ公証人証書が残されている。一八八一年制作の目録がマイクロフィルムで閲覧できる(*Diplomatico, Saggi Microfilm*, n.85)。長大な証書が多量に汚れや破損でかなり読みにくい。CASOTTI が一部を転記し、他の関係史料とともに著書に収録している。G. CASOTTI, *Memorie storiche...*, parte II, pp.60-70, 148-155.

- (20) 事件の概観は R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.7,

pp.39-41でも述べられている。

- (21) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 7 gennaio 1323 に於てリニエーリがフィレンツェ暦の一二二一年一月二十二日にサンタ・マリア・インプルネータ教会へ埋葬されたという記述が見られるが、フィレンツェ暦は三月二十五日から新年となるため現行暦では一二二二年となる。CASOTTI はリニエーリをブォンデルモンティ家の者と推測している。G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte I, pp.85-86.

- (22) 一二二七年一月一七日、当時ボッジボンシのサン・ロレンツォ教会主任司祭だったバーネにインプルネータ参事会士禄が認められている。ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 17 gennaio 1316/17.

- (23) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 25 febbraio 1321/22.

- (24) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 5 marzo 1321/22.

- (25) G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, Parte II, pp.152-153. フレスコバルデイ家も教皇庁で活発な金融活動を行っており、バルデイ家と同じく教皇から多数の教職禄を得てゐる。R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.6, pp.590-591.

- (26) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 7 gennaio 1323.

- (27) Riccardo BEVERE, "La Signoria di Firenze tenuta da Carlo figlio di re Roberto negli anni 1326 e 1327 (documenti Angioini dell'Archivio di Napoli)", in 《Archivio Storico per le Province Napoletane》, 33 (1908), p.643. この時フレスコバルデイ家とロッシ家の

和も同時に執り行われた。

- (28) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 16 maggio 1327. この当時フィレンツェ司教も後述の教皇特使オルシーニ枢機卿もフィレンツェを離れていたため、政争により同地に亡命中のチッタ・デ・カステッロ司教ウゴリーノが枢機卿の *auditor generalis* として代わりを務めたと思われる。R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.4, p.961, 1120.

三 枢機卿ジョヴァンニ・カエターニ・オルシーニとの係争

一二三〇年の証書中に記されたインプルネータ参事会士ロレンツォの言に従えば、ブォンデルモンティ家とバルデイ家の対立が余りに激しくフィレンツェ都市内に甚大な害を及ぼしたために、カラブリア公カルロ、教皇特使 Legatus Apostolicus ジョヴァンニ・カエターニ・オルシーニ枢機卿、そしてフィレンツェのムーネが間に立ち、彼らによって、ブォンデルモンティ家の意志に反し何人もサンタ・マリア・インプルネータ教会主任司祭禄を意のままにすることはできないことが確認され、フェデリーコ・バルデイの権利放棄とともにブォンデルモンティ家の意を得たバーネの司祭職への据え置きが約束された後、その旨が了承されるよう、カラブリア公、

オルシーニ枢機卿、ゲェルフ会 Pate Guelfa 首脳、コムーネの名によつて教皇へ書状が送られたといふ⁽¹⁾。これが一三二六年のカラブリア公カルロによる和を指しているのかどうか特定できないものの、同公は一三二八年十一月に死去しているため、それ以前の出来事であることは間違いない。

ところが、教皇ヨハンネス二十二世の決定は全く異なっていた。リニエーリの死後主任司祭祿は空位であつたと見なされ、一三二九年十月二十七日、トスカナ地方における全参事会教会の聖職祿について教皇が有していた留保 *reservatio* の権限を根拠に、主任司祭祿は前述のオルシーニ枢機卿にコンメンダ *commenda*, *commendatio* として与えられた⁽²⁾。教皇は留保権の設定により通常の聖職選出過程を排して直接自ら聖職任命を行うことができたが、アヴィニヨン時代にこの特権の適用範囲は大きく拡張された⁽³⁾。コンメンダも当時の教皇達によつて頻繁に使用されている。元来コンメンダは空位又は何らかの理由で正式保有者に不都合が生じた聖職祿を一時的に別の人間の手に委ねて滞りを防ぐ制度であつたが、次第にその一時性の意味が薄らぎ聖職祿の複数保有を可能にする方便として専ら用いられる傾向にあつた。一二七四

年のリヨン公会議などでコンメンダの乱用を防ぐために幾つかの制限が課せられたのも束の間、アヴィニヨンの教皇達は、ベネディクトゥス十二世を除き、皆コンメンダの大々的な利用者となつた。聖職祿授受のプロセスに混乱を引き起こす諸々の特権を過度に行使することに批判的であつたベネディクトゥスも、コンメンダの恩恵に最も浴し多数の聖職祿を享受した枢機卿達については、何等の制約も加えなかつたのである⁽⁴⁾。

インプルネータの祿をコンメンダとして認められた枢機卿ジョヴァンニ・カエターニ・オルシーニはコロナ家と並ぶローマの大貴族オルシーニ家の出身で、優れた教会法学者として知られた⁽⁵⁾。一三二六年四月十七日、教皇ヨハンネス二十二世はジョヴァンニをイタリアにおける二人目の教皇特使に任命した⁽⁶⁾。ヨハンネスの十八年にも及ぶ長い治世の間には教会統治の様々な部分の整備、改革が手がけられたが、イタリア政策もその一つであつた。既に一三一九年、教皇は枢機卿ベルトラン・ドュ・ブジェを教皇特使に任命してイタリアにおける教皇権の再建へ向かわせていた。具体的な任務は、ミラノのヴィスコンティ家の拡大政策を抑制し、アナキー状態にあつた教皇領内の支配権を回復することであつた。ロン

バルディアー及びエミリーア・ロマーニヤ地方での軍事活動に忙殺されていたベルトランを補佐するために、ジョヴァンニはトスカーナとその近隣諸地域を受け持った。一三二七年以降イタリアへ南下してきたバイエルンのルートヴィッヒへの対応に奔走しなければならなかったが、ジョヴァンニはフィレンツェにもしばしば立ち寄り、裁判や仲裁などに臨んでいる。

さて、インブルネータ側からの反発が相当強かったせいか、オルシーニ枢機卿の新しいコンメンダは中々実行へ移されなかった。既に教皇の許可が出てから半年以上を経た一三三〇年六月十六日、枢機卿の代理人であったバディアー・フィオレンティーナ修道院の修道士アンジェロ、フィレンツェ司教シルヴェストリ及び司教代理などが教皇の命を執行するためインブルネータへ向かった。当時の司教フランチェスコ・シルヴェストリはマルケ地方の小都市チングリの貴族出身で、一三二三年にヨハンネス二十二世が自らリミニ司教座からフィレンツェ司教座へと転出させた人物であった。⁽⁷⁾ 非フィレンツェ人であり、まさに教皇のイタリア政策の一端を担って活動する教会政治家であったシルヴェストリが、地元教会でなく枢機卿側の立場に立ったのは当然なことと考えられ

る。司教達が到着してみると、サンタ・マリア・インブルネータ教会は武装したブォンデルモンティ家側の一団によって固められ、入ることも叶わなかった。近隣のサン・マリーノ・ア・バニョロ教会（ピエーヴェの従属教会の一つでブォンデルモンティ家が庇護権を有していた）も同様な状態であったため、一行は成すすべもなくフィレンツェへ引き返す羽目になった。⁽⁸⁾

一方、インブルネータの参事会士ロレンツォは、六月十六日ヴォルテッラ司教座聖堂参事会主席司教ピエトロを初めとする三名を裁判のための代理人 *procurator* として立て、六月二十日付で参事会の名においてフィレンツェ司教へ訴えを提出した。同じ日にベーネの代理人も同様の訴えを出した。⁽⁹⁾ ブォンデルモンティ家がサンタ・マリア・インブルネータ教会の庇護権を古来より正当に所有しており、そのブォンデルモンティ家の同意の下に既にベーネが主任司祭職へ選出されていること、コンメンダは主任司祭職の空位という誤報に基づいた措置ゆえに無効であることが繰り返し主張されている。彼らの訴えはフィレンツェ司教からこのコンメンダの執行を教皇に命じられていたマルシ司教（当時ローマに滞在していた）の許へ送られた。マルシ司教ピエトロ・フェッ

りはローマ周辺小都市の貴族の生まれで、フランスのオーセールの司教座聖堂参事会士となった後、一三二〇年に教皇ヨハネス二十二世によってアナーニ司教に任命され、一三二七年マルシ司教座へ転出していた。⁽¹⁰⁾ フィレンツェ司教シルヴェストリと同じく教皇政治の実務を担当する一人だったといえる。このような立場から司教ピエトロの判断が下されたのであろう。教皇の命に従わないベーネ以下のインプルネータの聖職者達の破門とピエヴェ全域における聖務執行停止令の発行が、七月二十日付でフィレンツェ司教代理からブオンデルモンティ家に通知された。⁽¹¹⁾ しかしながら事態の進展は見られなかったよう、九月三日に教皇は、マルシ、パドヴァ、バーニョレージョの三司教へコンメンダの執行を促している。⁽¹²⁾ インプルネータ側も引き下がらず、翌一三三一年三月十九日に参事会士ブルーノがマルシ司教へ訴え出るための代理人一名を立てたことが公証人証書から知られるのである。⁽¹³⁾

こうした教会法上の争い、特にブオンデルモンティ家の私的な教会庇護権に関する問題は、本来フィレンツェのムーネの法的管轄外に位置するものである。しかも、自らの旧領土に対する影響力を相変わらず維持していた

ブオンデルモンティ家のようなマニャーティの存在にムーネは一定の警戒心を保っていた。バルディ家との争いの時のように、ムーネの表立った介入は都市の平和を維持するために調停の斡旋を行うことなどに限られたのである。しかし、たとえ教会裁判権に属することであり、マニャーティの私的な特権に関わることであっても、教皇による支配領域への干渉をムーネが歓迎する筈はない。ムーネの非協力的な態度は既に一三二二年のポデスタ破門に見られた通りである。一三三一年五月、オルシーニ枢機卿が教皇特使の権限においてフィレンツェの都市へ聖務執行停止令を発したのも、恐らく紛争解決のために枢機卿側から要請された世俗権力の協力にムーネが応じなかったことが原因であった。

ジョヴァンニ・ヴィッラーニは年代記に次のように記している。(一)内は補足。

「一三三一年五月十日、トスカーナ教皇特使(オルシーニ枢機卿)はフィレンツェの都市に聖務執行停止令を下した。空位となっていたサンタ・マリア・イン・ピネータ(インプルネータ)のピエーヴェを、バディーア・フィオレンティーナ(修道院)をそうしたのと同様に(同特使)自身の収入にするよう教皇に願っていたことから

生じたのである。⁽¹⁴⁾ このピエーヴェの持ち主 padroni はブオンデルモンティ家で、彼らの求めにより、また（フィレンツェ）市民には同特使がフィレンツェの上等な聖職禄を全て手に入れたがっていると思えたところに（同特使が）さらにブオンデルモンティ家に対して不正な手段で聖職禄を得たので、このピエーヴェの収益は（同特使に）渡されなかった。十九ヶ月ものあいだ聖務執行停止令に耐え続け、聖務全てにおいてフィレンツェ市民にひどい不都合と苦勞が伴ったので、ブオンデルモンティ家は特使と和解した。ブオンデルモンティ家はフィレンツェ市民に大いに恩義を感じた。⁽¹⁵⁾

ヴィッラーニの記述には事実の把握が不確かな部分や文意の不明瞭な箇所もあるが、聖務執行停止令の生じた理由とその結果を、フィレンツェ中心に片寄った少々単純な視点に立ちながらも、簡潔に説明している。⁽¹⁶⁾ この枢機卿の報復措置に対してコムーネはどのような反応を示したのだろうか。

五月二十四日、コムーネの二評議會の一つであるポデスタ（又はコムーネ）評議會は、前述のマルシ司教に対してコムーネの立場を申し立てるため五名の特別代表使節を選出した。⁽¹⁷⁾ 選ばれた五名中に、かつてインプルネー

タの参事会士ロレンツォが立てた代理人の一人ヴォルテッラ司教座聖堂参事会主席司祭ピエトロが含まれていることからして、コムーネの釈明が参事会とブオンデルモンティ家の主張を汲んだものであったことは間違いない。コムーネがブオンデルモンティ家側を支持していたのは確かであろう。しかし、明らかに聖務執行停止令の発行を受けての対応と思われるにも関わらず、この代表使節の選出を記した記録文中では停止令の事実述べられていない。サンタ・マリア・インプルネータ教会のコメンダとフィレンツェ司教代理による世俗権力の協力要請の言及があるものの争点は伏せられ、代表使節の任務も明確には触れられていない。長い原文を引用するのは差し控えるが、評議會記録は実質的な内容について殆ど語っていないと言ってよいだろう。

約四ヶ月を経た九月十三日、教皇ヨハネス二十二世は、コメンダ実現の希望を述べながら、聖務執行停止令の一時中止をその年のクリスマスまで認める教書を出した。⁽¹⁸⁾ 更に翌一三三二年二月九日、教皇は同様の希望を示しつつ再び停止令の中止を復活祭まで認めた。⁽¹⁹⁾ 代表使節の折衝によって聖務の執行が一時的に保証されたのかもしれない。しかしその後は、シエナに滞在していたマ

ルシ司教が、十月四日に聖女レパラータ(フイレンツェの守護聖人の一人)の祝日のため、また同十五日に諸聖人の祝日のためにのみ、聖務執行停止令の一時中止を認めるに留まっていた。どちらもフイレンツェ側の嘆願を聞き入れての許可であつた。⁽²⁰⁾

この時までコムーネの二評議会で聖務執行停止令について討議された形跡は無かつた。ところが、マルシ司教による許可から間もない十月二十九日、突如カピターノ・デル・ポポロ(又はポポロ)評議会において、プリーオーリ、正義の旗手、及びプリーオーリ達によって選出された六名の市民へ、聖務執行令の解除のための対策を講じる権限を与えることが決議された。⁽²¹⁾しかも、このメンバーによつて為されたことは「フイレンツェのコムーネ及びポポロ、又はコムーネとポポロ各々の評議会によつて講じられ、命じられ、定められたかのように」見なされる⁽²²⁾ことが明記された。つまり、プリーオーリ、正義の旗手、及び選出された六名の市民へこの件に関するコムーネの全権が委譲されたのである。彼らの中で実質的な役割を担つたのは、特別に選出された市民六名であろう。選出結果が残っていないため氏名はわからないが、著名な法律家や教皇庁に繋がりを持つ有力者などが選ばれた

のかもしれない。聖務執行停止令が正式にいつ解除されたかを示す直接の史料が見当たらないので取り合えずヴィッラーニの十九ヶ月説を採るとすると、同年十二月中に解除が実現されたことになる。この解除が上記のメンバーとオルシーニ枢機卿の間で行われた何らかの交渉の成果である可能性は充分考えられる。

長期に亘る聖務執行停止は、やはり市民生活にかなりの苦痛を与えたりしく、コムーネが窮地に立たされていたことが窺われるような対処である。しかし同時に、少数の人間を選び出し全権を委ねて問題の解決を図らせることによつて、コムーネは評議会における表立った討議を回避しようとした節がある。当時の状況を見渡すならば、内政面では十三世紀末に設立されたプリーオーリ職の下に次第に権力が集中しつつあつたものの様々な制度改革は十四世紀後半を待たなければならず、対外的にもトスカーナ地方の覇権を握るのは先のことであり、フイレンツェのコムーネは内外ともに未だ不安定な状態にあつた。ゲェルフ都市として教皇権に正面から逆らいにくい立場にあつたフイレンツェにとつて、教会裁判権に触れる問題には常に慎重な態度を取らざるを得なかつた筈である。当然のことながら、全ての記録は何らかの判断に

基づいた選択を通して残されていく。教会法上の処罰である聖務執行停止令に対して本来俗権が介入する権限は一切ないのであるから、こうした微妙な問題に関し将来尾を引きかねないような事実関係はできる限り隠蔽しておくべきであるとしたコムーネの判断を、寡黙な評議会記録から読み取ることとも可能ではないだろうか。

- (1) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 20 giugno 1330. G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte II, pp. 153-155.
- (2) G. MOLLAT, *Jean XXII...*, n.47132 ; G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte II, pp.60-62.
- (3) G. MOLLAT, *Lettres communes de Jean XXII*(1326-1334). *Introduction...*, pp.9-17; IDEM, "Réserve", in *Dictionnaire de Droit canonique*, tom. 7 (1965), I. Histoire, coll. 635-640.
- (4) G. MOLLAT, *Lettres communes de Jean XXII* (1326-1334). *Introduction...*, pp.35-38 ; R. LAPRAT, "Commende", in *Dictionnaire de Droit canonique*, tom. 3 (1942), coll. 1029-1085.
- (5) ジョヴァンニニは教皇ニコラウス五世の甥で枢機卿ナポレオーネ・オルシーニの兄弟とされる。一二一六年教皇ヨハネス二十二世によって枢機卿に任命された。ジョヴァンニニの父は Bernard GUILLEMAIN, "Giovanni GAETANI ORSINI", in *Dizionario Biografico degli Italiani*, vol. 16 (1973), pp.228-230. フイレンツェに関わる彼の

行動は D. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol. 4, *passim*.

- (6) G. MOLLAT, *Jean XXII...*, n. 26398. ギョットフィーニは任命をフイレンツェ人とナポリ王ロベルトの要望によるものと述べている。G. VILLANI, *Nuova Cronica*, vol.2, p.512 (Libro X, cap. CCCXVI).
- (7) ヨハネスは一二一八年にフランチェスコをまずセニガリア司教座に据え、一二二一年リミニ司教座へ転出させた。Konrad EUBEL, *Hierarchia catholica*, vol.1, 1898, Münster, p.108, 269, 470 ; Ferdinando UGHETTI, *Italia sacra sive de Episcopis Italiae*, ed. N. COLETTI, 10 tomm., Venezia, 1717-1722, tom. 2, coll. 424-425, 870-873; tom. 3, coll. 144-148; R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.4, p.919.
- (8) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 12 giugno 1330. 事 686 54 7 13 G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte I, pp.86-88; R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.7, pp.41-42.
- (9) ASF, *Diplomatico, Dono Rimuccini*, 20 giugno 1330. ロンハントの立った代理人は Dominus Petrus de Montesper-toli Archipresbyter vulterranus, Rencus Johannis Bonacursi civis florentinus, Ser Bonasera Luti notarius de Pasingnano fesulane diocesis であり、ベーネの立った代理人は Ser Guilielmus Ser Johannis de Castro Florentino notarius であった。
- (10) ベエトロ・フェッリはローマ南方の小都市ブリヴェルノの貴族の生まれ。一二三〇年教皇ヨハネス二十二世

はアナーニ司教座聖堂参事会の選出結果を破棄してピエーロを直接任命した。一二二七年マルシ司教座へ転出。一二三六年五月ベネディクトゥス十二世によつてキエーティ司教座(この時も教皇は同聖堂参事会の選出を破棄)へ転出したが同前十一月死去。K. EUBEL, *Hierarchia catholica*, p. 86, 342, 508; F. UGHETTI, *Italia sacra...*, vol. I, coll. 319, 911; vol. 6, coll. 740-741.

(11) ASF, *Diplomatico*, *Dono Rimucini*, 20 giugno 1330. この措置に対し七月二十八日、フォンデルモンティ家の連名による激しい抗議の書状が司教代理に提出された。

(12) G. MOLLAT, *Jean XXII...*, n. 50701.

(13) ASF, *Diplomatico*, *Dono Rimucini*, 19 marzo 1330/31. 代理人となつたのは、Pierus Andree Populi Sancti Christofori de Strataであつた。

(14) 一二二七年九月十六日フィレンツェ最古の修道院バディーア・フィオレンティーナの修道院長禄がコンメンダとしてジョヴァンニに認められた。G. MOLLAT, *Jean XXII...*, n. 29886. ヴィッラーニは、当時この修道院には十人の修道士しか居住していなかつたにもかかわらず約二千金フィオリニもの年収益があつたと述べ、極めて豊かな聖職禄の獲得であつたことを示唆している。G. VILLANI, *Nuova Cronica*, vol. 2, p. 581 (Libro XI, cap. LIV).

(15) G. VILLANI, *Nuova Cronica*, vol. 2, p. 745 (Libro XI, cap. CLXXIX). 後述のポデスタ評議会の決議に枢機卿側の協力要請が五月十八日に出されたという記述が見られ

るので聖務執行停止令の発令が十日以降の可能性もあるが、評議会の開かれた五月二十四日以前に生じたのは確かであろう。

(16) 年代記では一切触れられていないが、実はヴィッラーニ自身もこの事件と無関係な存在ではなかつた。ヴィッラーニ家とフォンデルモンティ家が姻戚関係にあつた関係からか、ヴィッラーニの庶出の息子ベルナルドも当時インブルネータの聖職者であり、バーネたちと一緒に破門に処せられている。ASF, *Diplomatico*, *Dono Rimucini*, 20 giugno 1330. 従つて彼の解釈もその点を考慮する必要があるかもしれないが、彼自身の属していた当時の上層市民層の見方と大きくかけ離れていたとは思ひにくい。ヴィッラーニの文章はフィレンツェ市民による聖務執行停止令についての殆ど唯一の直接証言として貴重である。ベルナルドについては、R. DAVIDSON, *Storia di Firenze*, vol. 6, p. 593; vol. 7, p. 41 及び清水廣一郎『中世イタリア商人の世界—ルネサンス前夜の年代記—』(平凡社・一九八二年) VI章を参照。

(17) ASF, *Diplomatico*, *Dono Rimucini*, 24 maggio 1331. この証書はフォンデルモンティ家のためにコモーネの公証人が作成したポデスタ評議会決議のコピーである。各評議会で採択された決議を記した該当時期のコモーネの記録簿 ASF, *Provisioni Registri* 26 (8 gennaio 1329-5 ottobre 1343) は一度散逸したものを綴じ直したらしく欠落部分が多い。五月二十四日の記録も失われているが、議案の存在自体は議案題目とその評決結果を記した記録

簿 *Libri Fabarum* によつて確かめられる (ASF, *Libri Fabarum* 15, c.11r)。但し、人選の場合には投票は行われてゐない。選出されたのは Ser Nardus Chai, Ser Lippus ser Dini, Duccius Mori, Ser Bonasera Nuti, Dominus Petrus Archipresbyter vulterranus である。Ser Bonasera Nuti も本章注(9)に挙げた参事会士ロレンツォの代理人の一人 Ser Bonasera Luti と同一人物である可能性が高い。Ser Nardus Chai と Ser Lippus ser Dini はローマーネの公証人と同じく、この職についており、この二名は Ser Lippus インブルネータの出身と思われる。Demetrio MARZI, *La Cancelleria della Repubblica fiorentina*, Rocca S. Casciano, 1910, pp.486-489.

(18) G. MOLLAT, *Jean XXII...*, n. 54958. G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte II, pp. 62-63.

(19) G. MOLLAT, *Jean XXII...*, n. 56396. G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte II, pp. 64-65.

(20) フィレンツェ司教座聖堂参事会及び司教区の全聖職者へ宛てられたマルシ司教の書状では“supplicationibus vestris”, “votis vestris”のゆゑに聖務執行令中止の許可を与えるとしてゐる。G. CASOTTI, *Memorie istoriche...*, parte II, pp. 65-66.

(21) カピターノ・デル・ポポロ評議會会で賛成百十五反対四十、翌日のポデスタ評議會会で賛成百九十反対十六で可決された。ASF, *Libri fabarum* 15, c. 110v. この決議も前述の理由で記録簿から失われているが、幸い別のローマーネ史料中にコピーが残されてゐる (ASF, *Capitoli, Protocolli*

e minitari originali 15, cc. 11v.-12r.)。一二八〇年から一三〇八年までに評議會会で採択された決議の所在確認は、Bernardino BARBADORO, *Le fonti della più antica legislazione fiorentina*, Bologna, 1934 の付録 Quadro II (pp. 163-317) を参照。

(22) “... ac si provism ordinatum & stantiatum esset per Populum & Comune Florentie seu per ipsius Populi & Communis Consilia oportuna etiam post tempus & completo tempore & termino officii ipsorum Priorum & Vexilliferi Institue in omnibus & per omnia prout et secundum quod per ipsos Priores & Vexilliferum & dictos sex bonos viros vel maiorem partem eorum ut dictum est provism ordinatum & stantiatum fuerit.” ASF, *Capitoli, Protocolli e minitari originali* 15, c. 12r.

おわりに

約十年後、サンタ・マリア・インブルネータ教会参事会とブオンデルモンティ家は教皇クレメンス六世の甥にあたる枢機卿ユーク・ロジェと再び主任司祭祿を争うことになった。この件に関しては一三四三年の教皇庁控訴院裁判官ピエトロ・アラマンニによる正式調停を記した公証人証書が残っており、それに拠ると、参事会の選出したゲラルド・ヴィッラーニ (ジョヴァンニ・ヴィッラーニの一族の者ともいわれる) に対して主任司祭祿を

認める代わりに禄の収益から五百金フィオリニ⁽¹⁾もの多額の年金をロジェ枢機卿へ与えることが約束された。教皇クレメンス六世もこの調停を承認している。⁽²⁾ブオンデルモンティ家とオルシーニ枢機卿の係争にどのような決着が付けられたか明かではないが、同家はオルシーニ枢機卿に対しても同様の経済的譲歩をしたと思われる。⁽³⁾実際、紛争を忌避してコンメンダの代わりに年金を希望する枢機卿の例はしばしば見られるものである。⁽⁴⁾ヴィッラーニの述べたブオンデルモンティ家とオルシーニ枢機卿の和解というのも恐らくこのような解決方法を意味したのであろう。

インプルネータに生じた争いは、教皇側から見ると、聖職選出に関する地元教会の権限を削減し教皇による直接任命を広める上で生じた典型的な紛争の一つであった。事態の処理に関わったフィレンツェ司教フランチェスコ・シルヴェストリやマルシ司教ピエトロ・フェツリなど、教皇の手足となつて各地の行政、司法、外交の様々な問題に対処する実務家達の精力的な活動は、教皇を頂点とした教会の集権化、組織化の進展を如実に示している。しかし一方で、俗人の伝統的な庇護権の前に教皇権は未だ決定力を持たず、インプルネータの場合

のように不満足な形で問題が終結することも少なくなつたのである。但し、バディーア・フィオレンティーナの修道院長禄に次いでインプルネータの主任司祭禄をもオルシーニ枢機卿へ与えようとした理由の中には、常に不足しがちな教皇特使活動資金を補うという現実的な欲求も含まれていたと思われる。当時の軍事行動に欠かせない傭兵達の雇用には莫大な費用がかつたからである。とはいえ、教皇のイタリア政策においてゲルフ都市フィレンツェの経済、軍事支援は不可欠なものであり、極端な関係の悪化は望まれなかつた。これに対しフィレンツェも、隣接のヴィスコンティ勢力の脅威のために教皇との協力体制を続けていく必要があつた。この点に政治的な妥協の余地が存在している。聖務執行停止令の解除を巡つて両者の間に何らかの交渉が行われたとしたら、このような政治情勢が関係していたことも大いに考えられるのである。

最後にブオンデルモンティ家について付言するならば、サンタ・マリア・インプルネータ教会の庇護権を飽くまでも主張し、たとえ経済的な利点が失われようとも主任司祭禄に固執したのは、この教会の支配権を守ることが自らの家の名誉と力を守ることであったからであらう。土

地で最も由緒ある伝統を持つ教会に対して住民達の抱く崇敬の念は大きく、そのような住民達の気持ちは当然のことながら教会を実質的に支配していたボンデルモンティ家へも向けられた。また、当時ボンデルモンティ家の人間が直接にピエーヴェ教会や従属教会の禄を得ているケースは余り見られない。これらの禄は何らかの形でボンデルモンティ家と繋がりのある家々の者に与えられ、ボンデルモンティ家とこれらの家々の間の紐帯を強めることに役立てられた筈である。こうしたパトロンのとしての役割を果たすことも、同家がフィレンツェ市内に居住しながら地元との伝統的な関係を維持するのに重要な意味を持っていた。ボンデルモンティ家にとつてサンタ・マリア・インプルネータ教会はまさにインプルネータの「主人」としての権威の源であり、何としても失うわけにはいかなかったのである⁽⁵⁾。

(1) ASF, *Diplomatico*, *Dono Rinuccini*, 3 settembre 1343; 18 settembre 1343.

(2) ASF, *Diplomatico*, *Dono Rinuccini*, 27 settembre 1343.

(3) DAVIDSOHN は主任司祭禄の年収益から一部をオルシーニ枢機卿に与えることでボンデルモンティ家と枢機卿との間に合意が成立したと述べているが正確な史料

の指摘がなく、今回私自身も該当史料を見つけることはできなかった。R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol. 7, p. 42.

(4) G. MOLLAT, *Lettres communes de Jean XXII* (1326-1334), *Introduction...*, p. 37.

(5) 十五世紀までにボンデルモンティ家の所領は減少傾向が著しいが、地元教会の掌握範囲に大きな変化は見られない。但し、世紀後半からボンデルモンティ家の人間が禄を直接占めるようになり、家の内部でより効率的に禄の活用が行われるようになる。R. BIZZOCCHI, "La dissoluzione di un clan familiare...", *passim*. 興味深いことに、二人の枢機卿によつてサンタ・マリア・インプルネータ教会の聖職禄の収入の恐らく大部分を剥ぎ取られてしまった十四世紀中頃から、教会が所有していた聖母画像とその呼び起こす奇跡の評判が広がり始め、十五世紀には共和国の自由のシンボルとまでいえる程の人気を誇るに至る。実は後世インプルネータの地名はこの聖画像によつて広く知られるのである。G. CASOTTI, *Memorie storiche...*, *passim*; Richard TREXLER, "Florentine Religious Experience: The Sacred Image", in *Studies in the Renaissance*, 19 (1972), pp. 7-41; Franco DEL GROSSO, "Origine del culto alla Madonna d'Impruneta e suoi rapporti con la città di Firenze", in *Impruneta...*, pp. 33-77. さらに、何れも本稿の範囲を越えているが、十五世紀末のアントニオ・デッリ・アリーリによるサンタ・マリア・インプルネータ教会の制度改革、一五三二年のアンドレー

ア・ブオンデルモンティのフィレンツェ大司教位の獲得なども注目すべき事柄である。尚、ブオンデルモンティ家は一七七四年に断絶した。

*

今回ささやかな稿を寄せることで、坂口先生への日頃の感謝の気持ちを少しでも表す機会を得ることができました。先生の授業で学んだ中世教会史の基本がどれ程大切なものであったことか。学部時代からの先生の御指導に深くお礼を申し上げます。